

オンライン化に向けた取組

行政手続のオンライン化に対するニーズ※1を受け、庁内に検討体制を整備※2し、警察における行政手続のオンライン化を検討中

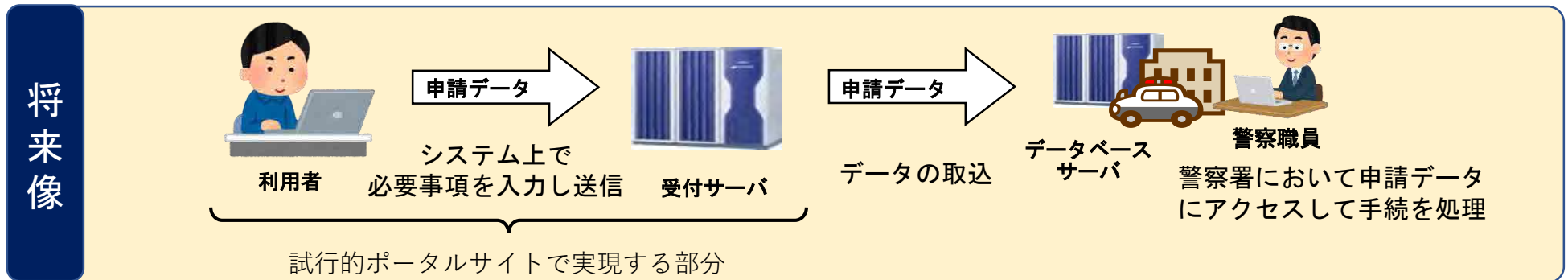
※1 経済4団体から、道路使用許可申請の電子化・非対面化等が要望

※2 本年5月にデジタル化施策に関する検討会を立ち上げ、その下に本年9月に「行政手続オンライン化タスクフォース」を設置

今後の取組

- 共通基盤※3を利用した行政手続のオンライン化システム構築に向け、R3年度に**調査研究を実施予定**
- 上記システムが完成するまでの間、**国民からの要望が高い手続を対象**にオンライン申請を受け付ける**試行的ポータルサイトを構築予定**（R3年度の早い段階にサービス開始するべく準備中）

※3 警察庁と都道府県警察が各々整備してきたシステムを集約し、必要な機能を都道府県警察に提供するための共通の基盤として警察庁が整備するシステム（令和2年度から整備を開始）



今後併せて検討する事項

- エンドツーエンドでのデジタル化のため、**キャッシュレスでの手数料納付方法**の導入
- **添付書類の合理化**による利用者の負担軽減

地方公共団体のデジタル化（道路使用許可）

制度の趣旨・概要

- 道路使用許可は、**道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図る**ための制度
- 対象となる行為は、工事や作業、工作物の設置等から、イベントやマラソン等の路上競技、ロケ撮影等まで、多種多様
- 多種多様な行為が安全・円滑に行われるよう、実施方法や合意形成等について事前に調整するとともに、必要な交通規制や周辺道路の信号制御の調整等、必要な対策を実施

B P R の 推 進

道路使用許可の**道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図る**という制度の趣旨を踏まえると、

- ❑ 許可手続を迅速・円滑に行うためには、大規模・複雑等の多様な道路使用行為には事前調整が不可欠であるため、**事前調整のデジタル化**が必要
- ❑ 個別の案件に応じて、確認すべき書類の範囲に差があるものの、**交通の安全・円滑の確保**という観点から真に必要なものに限られるよう、見直しについて検討



エンドツーエンドでのデジタル化

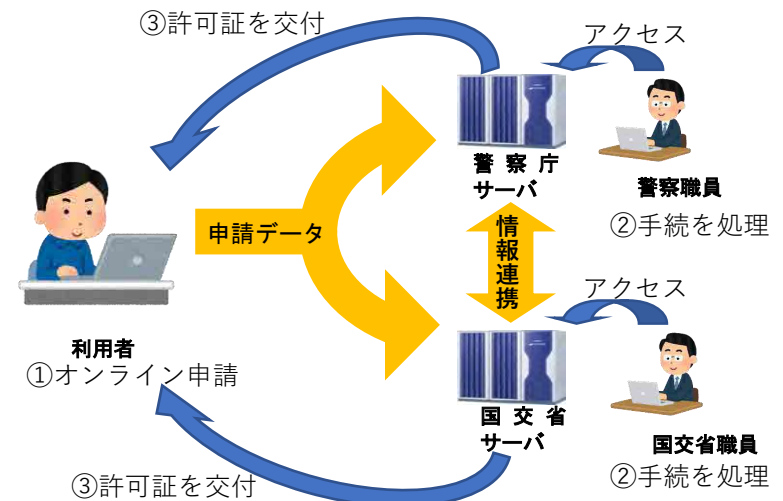
❑ 関連性のある手続との連携

法令上は一括して行うことができる道路使用許可・道路占用許可の申請について、オンラインでの連携に向けて検討

沿道飲食店の路上利用については、道路使用許可で確認する項目を国土交通省HPに掲載し、申請者に周知する予定

❑ 許可証の交付手続

許可証のオンラインによる交付についても検討（偽変造対策も必要）

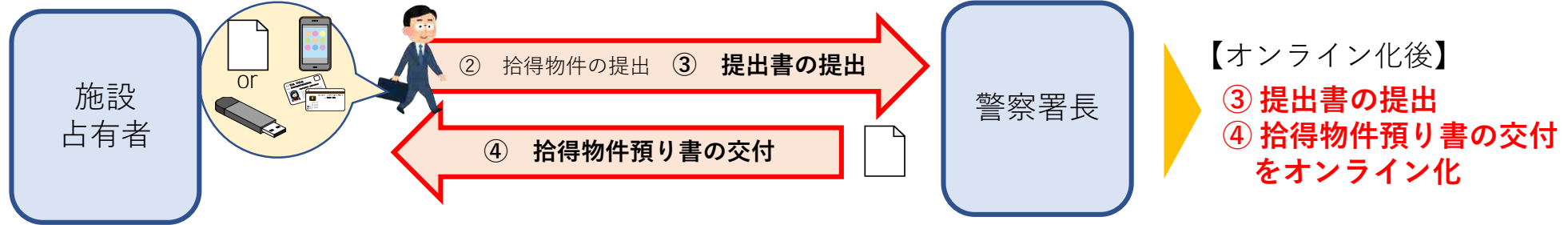


遺失物関係手続のオンライン化

遺失物関係手続は、共通基盤に移行・集約し、R4年度末から一部府県においてオンライン化し、順次拡大

【施設占有者の拾得物件提出】

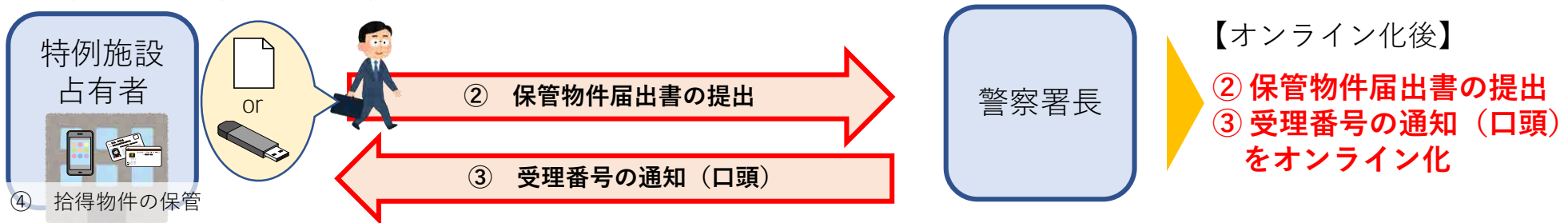
① 遺失物の拾得、遺失物拾得者からの物件の交付



➡ オンライン化により書類やUSBの作成・携帯等が不要に

【特例施設占有者※の保管物件届出】 ※ 公共交通機関等拾得物件の自ら保管が可能な施設占有者

① 遺失物の拾得、遺失物拾得者からの物件の交付



➡ オンライン化により警察署への往復が不要に